

[資料]

1 幕別町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	分 野	各種機関・団体等
委 員 長	高 橋 平 明	社会福祉関係者	社会福祉法人幕別町社会福祉協議会
副 委 員 長	小 尾 一 彦	学識経験者	幕別町教育委員会
委 員	宮 澤 清 志	社会福祉関係者	幕別町障がい者(児)団体連絡協議会
	原 田 啓 二		幕別町こども会育成連絡協議会
	成 田 啓 介	社会福祉関係事業者 (介護事業)	社会福祉法人幕別真幸協会
	宮 澤 恵 子	社会福祉関係事業者 (障がい福祉事業)	社会福祉法人ひまわり
	飛 田 稔 章	地域活動団体関係者	幕別町老人クラブ連合会
	及 川 昇		忠類地区公区長連絡協議会
	横 山 宏	学識経験者	幕別町民生委員児童委員協議会
	景 山 倫 照	保健医療機関関係者	医療法人社団景山医院
	柿 崎 登 美 子	町民(公募)	
	森 田 茂 生		
	稲 上 豊 彦		
門 野 千 絵 美			
一 柳 正 浩			

2 幕別町地域福祉計画策定委員会への諮問

幕福祉第848号
令和6年5月20日

幕別町地域福祉計画策定委員会委員長 様

幕別町長 飯田 晴義

幕別町地域福祉計画の策定について（諮問）

幕別町地域福祉計画の策定について、幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）第2条の規定に基づき諮問します。

3 幕別町地域福祉計画策定委員会の答申

令和7年2月25日

幕別町長 飯田 晴義 様

幕別町地域福祉計画策定委員会
委員長 高橋 平明

幕別町地域福祉計画の策定について（答申）

令和6年5月20日付け幕福祉第848号にて当委員会に諮問された幕別町地域福祉計画の策定について、慎重に審議した結果、別添のとおりまとめましたので、ここに答申します。

4 幕別町地域福祉計画策定委員会の協議経過

- 令和6年度
 - 第1回（令和6年5月20日）
 - ・地域福祉計画の進捗状況について
 - ・地域福祉計画について

 - 第2回（令和6年12月6日）
 - ・地域福祉計画の素案について

 - 第3回（令和7年2月19日）
 - ・地域福祉計画（案）について
 - ・地域福祉計画（答申書案）について

5 幕別町地域福祉計画策定委員会条例

○幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、幕別町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関し必要な事項について協議するため、幕別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他計画策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）公募による者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

